

2021年6月21日

お客様各位

CMA CGM JAPAN 株式会社

CMA CGM【輸出】エジプト向けShipping Instruction 記載事項についてのご案内

平素より弊社サービスをご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

エジプト政府は新税関法の施行により、同国向けの輸入貨物全てに対して、通関の事前申告制度（ACI: Advanced Cargo Information）の導入を決定、7月1日より正式な運用を開始いたします。これにともない、船社は船積み前に事前申告情報の確認が必要となりましたので、以下のとおりご案内いたします。

適用開始日：積み地出港日 2021年7月1日以降

適用対象貨物：エジプト向け輸出貨物

輸出者様またはその代理人様は本船入港48時間前までに、Shipping Instruction にて次の必須項目をご提供ください。

- 1) ACID (Advance Cargo Information Declaration) 番号 - 19桁の番号
- 2) エジプト輸入者VAT番号 - 9桁の番号
- 3) 輸出者登録番号
- 4) 輸出者登録国

注意事項

- いずれかの項目に不足・不備があった場合には船積みが出来ない可能性がございます。
- 船積みが出来ず費用が発生した場合には、お客様のご負担となります。
- 今回のシステム導入により、エジプトの輸入者様とその輸出者様は「CargoX」にお客様ご自身での登録が必要です。

貨物情報事前申告についての詳細は下記リンク先をご参照ください。

<https://www.nafeza.gov.eg/en/site/aci-details>

ご不明な点がございましたら、カスタマーケアまでお問い合わせください。

以上